

令和2年6月吉日

ご家族様
ご利用者様 各位

社会福祉法人梅田福祉会
デイサービスセンター梅の郷
施設長 小林 恭介

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な介護報酬算定について

平素は特別のご高配を賜り心より感謝申し上げます。

令和2年6月1日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（介護保険最新情報 vol.842）（以下、「通知」という。）が発出されました。

この通知を受けて、デイサービスセンター梅の郷において、感染症対策にかかる感染防護対応のための諸経費の負担増への対応や、感染拡大防止に配慮しつつ、より充実したサービス提供に向け取組を進めていく観点から、次のとおり、特例的取扱いにかかるご利用について、ご説明するものです。

なお、本書に記載のない事項については、別途交付している重要事項説明書に依るものとし、重要事項説明書と合わせて、当分の間、本書を大切に保管いただきますようお願いいたします。

- ① 当事業所では、「9時15分から16時15分」までの7時間をサービス提供時間としております。通知では、「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点」から「1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数（端数切上げ）と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能」とされていることを踏まえ、下表の「臨時的な介護報酬算定の取扱い」といたします。最大4回分以外の基本単位については、「これまでの取扱い」のとおりといたします。

《参考例》

週3回利用の場合→1割負担の場合で1か月 約250円 増額となります。

- ※ ご利用の状況によりこの金額は変動いたしますのであらかじめご容赦ください。
- ※ 具体的な単価までの記載は要介護度の変更や、計画通りいらない場合等もありますので、示さないことも考えられます。

- ② 臨時的な介護報酬算定の取扱いに同意の際、居宅介護支援事業所に対して当事業所がご利用者様のお名前、要介護度、現在のサービス提供時間区分、当月の全サービス利用回数、特例によるサービス提供時間区分、特例による時間区分の提供回数について情報提供することについて併せて同意するものとします。

* 臨時的な介護報酬（料金：最大で4回分まで算定）は裏面をご覧ください。

● 利用料金について

現在の料金表（これまでの取り扱い）

時間 区分	現在の料金表（これまでの取り扱い） （要介護度毎の単位）				
	要介護度				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
3 時間以上 4 時間未満	364	417	472	525	579
4 時間以上 5 時間未満	382	438	495	551	608
5 時間以上 6 時間未満	561	663	765	867	969
6 時間以上 7 時間未満	575	679	784	888	993
7 時間以上 8 時間未満	648	765	887	1,008	1,130
8 時間以上 9 時間未満	659	779	902	1,026	1,150



臨時的な介護報酬の取り扱い（最大で4回分まで算定）

時間 区分	臨時的な介護報酬算定の取り扱い （要介護度毎の単位）				
	1か月のサービス提供回数を3で除した数（端数切上げ）と4回を比較し、 少ない方の数について算定（ <u>最大で4回分まで算定</u> ）				
	要介護度				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
3 時間以上 4 時間未満	364	417	472	525	579
4 時間以上 5 時間未満	382	438	495	551	608
5 時間以上 6 時間未満	561	663	765	867	969
6 時間以上 7 時間未満	575	679	784	888	993
7 時間以上 8 時間未満	709	829	952	1,076	1,200
8 時間以上 9 時間未満	659	779	902	1,026	1,150

※ 5時間未満の利用の場合については、最大で月に1回まで 臨時的な介護報酬の取り扱いによる算定となります。

● 加算について *加算については今までと変更はありません。

サービス提供体制加算Ⅰイ 18円/回

入浴介助加算 50円/回

個別機能訓練加算Ⅱ 56円/回

介護職員処遇改善加算Ⅰ 算定額×5.9%（小数第一位を四捨五入）

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 算定額×1.2%（小数点第一を四捨五入）

送迎減算 同一建物からのサービス利用の場合 -94円

施設で送迎を行わなかった場合 -47円/片道